

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 過重労働解消キャンペーンを実施

平成30年7月6日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布されました。また、同月24日には、変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、国が取り組む重点対策として、長時間労働の削減に向けた取組の徹底や過重労働による健康障害の防止対策等が項立てされています。

このため、厚生労働省では毎年11月に行われる「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を行うと発表しました。このキャンペーンにおいて実施される事項の一つとして、過重労働が行われている事業場などへの重点監督が予定されています。

対象となる事業場や確認される事項等は以下のとおりです。

【重点監督の実施内容】

- 1) 監督の対象とする事業場等
 - ・ 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
 - ・ 離職率が極端に高いなど、若者の「使い捨て」が疑われる企業等
- 2) 重点的に確認する事項
 - ・ 時間外労働や休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」（36協定届）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められる場合には是正指導する。
 - ・ 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められる場合には是正指導する。
 - ・ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導する。
 - ・ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置を確実に講じるよう指導する。
- 3) 書類送検
 - ・ 重大・悪質な違反が確認された場合は、送検・公表する。

2. 労務管理の基礎知識

■ 短時間労働者（パートタイム労働者）

①短時間労働者（パートタイム労働者）とは

近年、就業構造の変化や働き方の多様化が進み、非正規労働者の割合が増加しています。中でも短時間労働者（パートタイム労働者）が占める割合は高く、社会の中でパートタイム労働という働き方が定着してきています。企業においても、短時間労働者の勤続年数の長期化や積極的な就業意識を受けて、短時間労働者を基幹的な戦力として活用する動きが表れています。

《短時間労働者（パートタイム労働者）の定義》

短時間労働者（パートタイム労働者）は、パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）で、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者と定められています。このため、パートタイマー、アルバイト、嘱託、契約社員、臨時社員、準社員など、どのような名称で呼ばれていてもこの条件に当てはまる労働者であれば、短時間労働者（パートタイム労働者）となります。^{（※1）}

短時間労働者（パートタイム労働者）にも、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労災保険法、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、雇用保険法などの労働関係法令は適用されています。

（※1）

事業所に同種の業務に従事するいわゆる正規型の労働者がいない場合は、フルタイムの基幹的な働き方をしている労働者がいれば、その労働者が通常の労働者となり、その労働者より1週間の所定労働時間が短い労働者が短時間労働者（パートタイム労働者）となります。

3. 所長コラム

■ 喫煙がしたくて・・・

大阪府松井一郎知事が休憩時間中に公用車で外出し、車内で喫煙していたと指摘されたことを受け、松井氏は車内での喫煙を認める一方、喫煙室代わりに使ったのではなく、休憩のためだったと述べた。その上で「誤解を与えているなら、これから誤解を受けないようにしていきたい」と語った。松井氏は、記者団の取材に、公用車を使った理由を「休憩に行ったということです。議会で色々なこともあり、考え方を整理するのに外へ出ることもある」と説明。その上で今後は、「公用車で短時間、外へ出ることは喫煙スペースとして使っていると思われるかもしれないから、やめます」と述べた。

この記事を読んだとき正直彼にがっかりした。彼の言い分を要約すると、「公用車を休憩室に使い、たまたま喫煙をしたのであって、喫煙を目的として公用車を使ってるわけではない」まー、何とも情けない言い訳。

「喫煙がしたくて、公用車に乗り喫煙室として使いました、ごめんなさい」と言えばまだ男らしくて好感を持つ人も居たのに。ただただこれだけの人でした。



大阪府は府庁舎内を全面禁煙としているが、公用車には禁煙の規定はない。とはいえ「1円の税金も無駄にしない」を政策に掲げる会のトップが目的を定めずに府庁舎周辺で公用車を走らせて車内で喫煙するとは如何なものか…。